

愛生苑居宅介護支援事業重要事項説明書

1. 当事業所の概要

(1) 指定番号およびサービス提供地域

事業所名	愛生苑居宅介護支援事業所	指定番号	香川県3770300055
所在地	香川県坂出市西庄町79番地1	代表者名	上里 好子
サービス提供地域	坂出市（島しょ部を除く）、宇多津町		

(2) 職員体制

職種	勤務の形態・人数	業務内容
管理者兼主任介護支援専門員	常勤1名	事業所の管理・運営全般、居宅介護支援に関する業務
主任介護支援専門員	常勤2名以上	居宅介護支援に関する業務
介護支援専門員	常勤1名	居宅介護支援に関する業務

(3) 営業時間 平日（月～金） 8時30分～17時30分

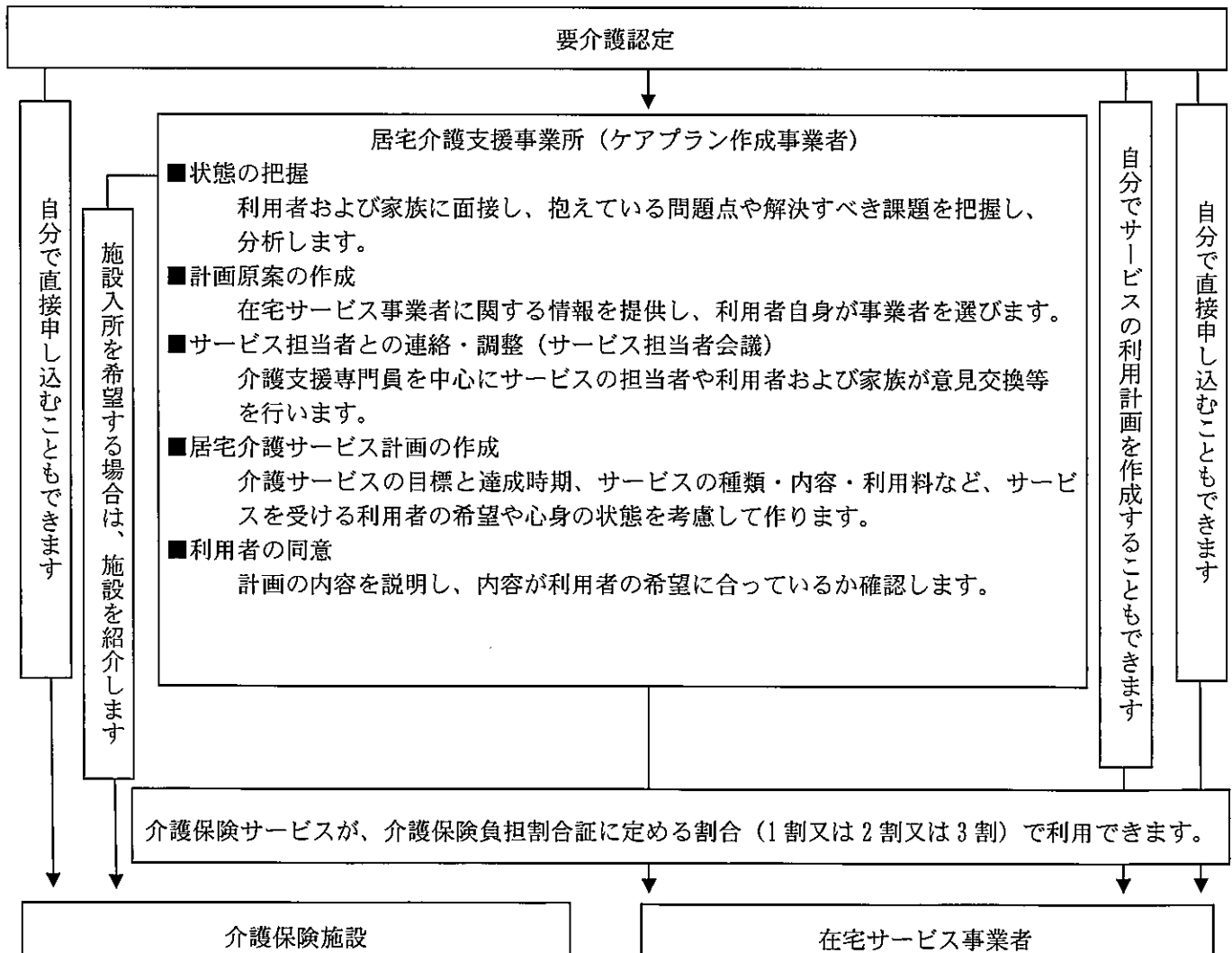
(4) 休日 土、日、祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

(5) 休日の体制 常に担当者に連絡がとれる体制を整えています

2. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話（0877）45-8881 [8時30分～17時30分]

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ



居宅介護サービス計画を作成せず利用した場合は償還払いとなります

4. 利用料金

基本料金及び加算等は厚生労働大臣の定める基準に準ずるものとします。重要事項説明書【別紙】に定める料金に変更があった場合は、事前に文書または電磁的方法（電子メール等）にて通知します。

原則として、法定代理受領により利用者の自己負担はございません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、別紙に基づいた利用料金をご負担いただきます。

(2) 交通費

サービス提供地域は無料です。

サービス提供地域外の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要です。

実費の算定方法は、次の計算方法となります。

走行距離（事業所⇄訪問先）÷（車輛の燃費×ガソリン代【時価】）+有料道路通行費

(3) 解約料

契約の解約に対して、解約料は一切必要ありません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いし、契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し込みくださればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他居宅介護支援事業所をご紹介します。

③自動終了

以下の場合は、利用者（もしくは家族等）の連絡のみにより、自動的にサービスの提供を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・要介護認定区分が要支援状態と認定された場合（要支援1・2）
- ・利用者がお亡くなりになった場合

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

介護保険のサービスを受けるにあたって、公正中立の立場で利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮いたします。（障害福祉サービスを併用して利用する場合、障害福祉制度の相談支援員との密接な連携に努めます）

また、事業の実施にあたっては関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス内容

・要介護認定の申請および更新の代行

・状態の把握

・介護サービス計画作成開始にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介するように求めることができること、利用者はサービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

・作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着通所介護がそれぞれ位置付けられた数の割合について文書の交付、説明し署名による同意を受けます。

・居宅介護サービス計画原案の作成（利用者に利用希望・事業者の選択等を確認いたします）

・サービス担当者会議の開催（感染予防・多職種連携の促進からサービス担当者会議についてTV電話などICT活用の際には同意をいただきます。）

・サービス担当者との連絡、調整

・居宅介護サービス計画の作成と提出（利用者に同意の確認をいたします）

・サービス利用前後の保険給付管理

・定期的なサービス利用状況、提供状況の確認（1か月1回以上訪問するものとします。ただし、要件を満たしたうえで利用者の同意を得た場合は、テレビ電話装置等を活用し少なくとも2か月に1回は利用者の居宅を訪問が可能です。）

・在宅において主治医等の判断でターミナルと診断された場合、利用者またはその家族等の同意を得た上で、主事の医師の助言を得ながら通常よりも頻回に居宅訪問させていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施します。その際把握した状態を記録し、事業所と共有することでサービスの調整を行います。

・苦情相談

- ・サービス利用に関する相談
- ・介護保険施設への紹介

(3) 介護支援専門員の指名・変更

担当介護支援専門員の指名や変更を希望される方は申し出てください。

(4) 守秘義務

サービス提供をおこなう上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。利用者および利用者の家族から予め同意を得ない限り、主治医および居宅サービス事業者やサービス担当者会議等において、利用者および家族の個人情報を用いません。

(5) 虐待防止

利用者の人権擁護、虐待の発生または再発防止に努めます。発見した場合には速やかに保険者に通報します。

(6) 身体的拘束等の措置

身体的拘束等の適正化を図るため、適正化のための指針を整備すると同時に、検討委員会を定期的開催しその結果を従業者に周知徹底を図ります。従業者に対しては身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施します。

(7) 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため計画を策定します。

(8) 感染症の防止及びまん延の防止

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように努めます。

7. サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情、要介護認定等に関する不服、居宅介護サービス計画に基づいて利用している各サービス等についてのご相談・苦情を承ります。

電話 0877-45-8881 担当 介護支援専門員

② 円滑にかつ迅速に苦情処理を受けた場合の対応

事業所は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族等に説明いたします。

③ 苦情があったサービス事業者に対する対応

事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の原因を突き止め、より良いサービスが提供されるように十分な話し合いを実施します。

④ 苦情申立機関が下記の通り設置されています。

外部苦情相談窓口

坂出市かいご課	電話番号	0877-45-5090
宇多津町保健福祉課	電話番号	0877-49-8003
香川県介護保険審査会 (香川県長寿社会対策課内)	電話番号	087-831-1111
香川県国民健康保険団体連合会	電話番号	087-822-7453

8. 記録の整備

事業者は、従業者、整備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

9. 事故発生時の対応

利用者に事故があった場合は、利用者の生命、身体の安全を最優先に対応したうえで、速やかに市町村とご家族等に連絡を取ります。その後、事故にいたる経緯や事情を利用者やご家族等に説明します。事故原因に応じて、事故防止対策を検討し、事故責任が事業所等にあることが判明した場合は速やかに損害賠償を行います。

10. 経営主体の概要

名称法人種別	社会福祉法人永世会
代表者役職・氏名	理事長 上里 好子
所在地	香川県坂出市西庄町 79 番地 1
電話番号	0877-45-8880
定款の目的に定めた事業	特別養護老人ホーム愛生苑 愛生苑短期入所生活介護事業所 愛生苑通所介護事業所 坂出市老人介護支援センター愛生苑 愛生苑居宅介護支援事業所 ショートステイセンターつながり 小規模多機能事業所まほろば

令和 年 月 日

事業者の居宅介護支援サービス提供にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 坂出市西庄町 79 番地 1

名称 社会福祉法人永世会 ㊞

説明者

所属 愛生苑居宅介護支援事業所

説明者

私は、重要事項説明書の説明を受け、了承しました。

利用者

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名